裁判記録における個人情報の取扱に関する一考察 Problems of Personal Information in Civil Case Documents

星野 豊[†] Yutaka HOSHINO[†]

†筑波大学 人文社会科学研究科 †Graduate School of Humanities and Social Science, Tsukuba University

要旨

民事の裁判記録は、裁判所における公開を原則としているが、当事者の住所氏名をはじめとする個人情報が多数含まれているため、同記録上の個人情報の取扱について、果たして現行の閲覧制度が妥当であるかは、再検討の必要があると思われる。特に、国や公共団体が当事者となった場合には、当該裁判記録は情報公開制度により公開の対象となるが、同制度上の個人情報等の不開示措置と比較してみると、個々の制度ごとの合理性や整合性は一応保たれているものの、制度相互間に実質的なずれが存在する結果、当事者の利益保護に関して問題となる事態が生じかねない状況にある。

この問題については、当事者間の紛争解決という民事裁判の基本的目的との関係で、当事者を個人として特定する必要性と、当事者の個人情報を保護する必要性との均衡を慎重に検討する必要があるが、少なくとも、全ての情報を全ての閲覧請求者に開示するという現状の取扱は、今後においては改められるべきであり、裁判記録上、個人情報に該当する部分を記号化して別文書とし、当該部分は利害関係人のみに開示するという方法の有効性を、検討すべきであると考える。

キーワード

裁判記録、個人情報、民事事件記録閲覧、情報公開請求

1. 本報告の目的

本報告は、民事事件の裁判記録における個人情報の取扱について、公開を原則とする現行制度をやや批判的に検討し、特に、国又は公共団体が当事者となった場合における、情報公開制度を利用した裁判記録の閲覧、複写等と比較した際に見られる実質的なずれの存在と、それによる問題発生の可能性について指摘したうえで、裁判記録における個人情報の取扱方法について、私見を提示するものである。

以下では、まず、民事裁判記録における個人情報の取扱との現状と、それに伴う問題点について議論した後(2)、国又は公共団体が当事者となった場合における情報公開制度を利用した裁判記録の閲覧・複写について検討し(3)、両制度の実質的なずれから生ずる交錯的利用から生ずる問題点を指摘する(4)。そのうえで、民事裁判における個人の特定の必要性をも考慮しつつ、現行制度や慣行にできる限り支障を生じさせない方法を以て、当事者の個人情報に関する新たな取扱を行う可能性につき、若干私見を提示する(5)。

2. 民事裁判記録における個人情報

民事裁判に関する訴訟記録の閲覧等については、民事訴訟法が規定している。すなわち、 誰でも、裁判所に対し、訴訟記録の閲覧を請求

することができ(同法91条1項)、当事者及び 利害関係人は、記録の謄写、正本、謄本若しく は抄本の交付又は訴訟に関する証明書の交付 を請求することができる(同法91条3項)。他 方、訴訟記録中に、当事者の私生活について重 大な秘密が記載され又は記録されており、かつ、 第三者が当該部分の閲覧等を行うことにより、 その当事者が社会生活を営むのに著しい支障 を生ずるおそれがある場合、及び、訴訟記録中 に当事者の保有する営業秘密が記載され又は 記録されている場合には、裁判所は当事者から の申立により、訴訟記録中の該当部分の閲覧等 を当事者のみに限ることができる(同法92条)。 なお、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録 については、当事者及び利害関係人に限り、閲 覧を請求することができる(同法91条2項)。

これらの規定によると、当事者が申立を個別に行わない限り、民事裁判の事件記録は、当事者の個人情報に係る一切の事項を含めて、第三者に閲覧されることが可能である状態にある。そして、民事訴訟法 92 条による申立が認められて記録の閲覧が制限される場合は、性犯罪に関する事項や、高度の医療情報に関する事項等、かなり限られたものとなっており、例えば、当事者の住所氏名が個人情報であるという理由で閲覧制限を請求したとしても、それだけでは認められない可能性が高いため、圧倒的多数の

事件については、誰でも、裁判所に赴いて所定 の手続を行えば、裁判記録に記載された当事者 の住所氏名や私的領域に属する事項を、全て閲 覧することができるというのが現状である。

もっとも、前述のとおり、民事事件の記録に 関して誰でも請求できるのは、あくまで「閲覧」 のみであり、複写等については当事者又は利害 関係人のみに限られているから、訴訟記録の閲 覧が誰でも可能であったとしても、そこに記載 された情報がみだりに社会全体に広まること は、一応抑制されるための対処が施されている と言えなくもない。しかしながら、人の住所氏 名等の情報は、仮に記録を複写しなかったとし ても、容易に記憶できる程度のごく少量の情報 であるから、当事者の氏名や住所、さらには私 的領域に関する事項が、本人の意思に反して事 実上広まるという現象は、現実にはいくらでも 生じてしまっている。特に、一方当事者が、当 該訴訟の存在と進行状況とを、積極的に情報発 信しているような場合には、当該訴訟の存在が 多くの者の関心を呼び、訴訟記録を閲覧する動 機を生じさせることとなりうるほか、そもそも、 民事訴訟法における上記の各規定は、裁判所に 対して閲覧等を請求する場合について定めた ものであり、一方当事者が公開した訴訟記録を 複写すること等は、上記の規定の適用対象外で あるため、当該訴訟に関する情報の公開を望ま ない相手方当事者や利害関係者の利益を、どの ように考えるべきかが問題となる。

しかしながら、これらのことについて、民事 訴訟法は上述した以外に、特に規定を設けてい ない。従って、現行法上、みだりな情報の発信 や公開については、当事者や関係者に対する名 營毀損や業務妨害として刑事又は民事で起訴 ないし提訴される可能性がある、というに留ま るものと考えざるを得ないが、そのような現状 が果たして妥当であるのか、というのが、本発 表における第1の問題提起である。

ちなみに、刑事事件の訴訟記録については、 刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律64号)が 事件記録の保管と閲覧について定めており、刑 事訴訟法 53 条によって事件記録の閲覧は原則 として自由とされているものの、閲覧が公序良 俗を害するおそれがあると認められるときや、 犯人の更正を著しく妨げ、又は関係人の名誉も しくは生活の平穏を著しく害するおそれがあ ると認められるときは、裁判記録を保管する任 に当たる検察官の判断で、閲覧をさせないもの とする旨が規定されている(刑事確定訴訟記録 法4条各号)。また、閲覧者には、閲覧により 知り得た事項をみだりに用いて、公序良俗を害 し、犯人の更正を妨げ、又は関係人の名誉若し くは生活の平穏を害する行為をしてはならな い旨の義務が課されている(同法6条)。

以上のような刑事事件の裁判記録における 閲覧制限等の取扱は、やや検察官の裁量に依存 する側面があることは否定できないものの、関係者の利益を実質的に保護するという観点からは、極めて合理的かつ妥当な基準であると評価することが可能である。そして、裁判記録から得られた情報が当事者や関係者を害するおそれについては、民事事件と刑事事件とで事情が大きく異なるものとは考えにくいから、民事事件の記録閲覧に関して、保管する裁判所の裁量により記録の閲覧が制限できるとする制度が必要であるかは議論の余地があるとしても、少なくとも、閲覧者に対して情報の取扱に関する一定の義務を課すことは、今後において必要となる可能性があるように思われる。

他方、学者による論評を含め、裁判に関して 言及する場合には、最小限度の調査として、判 決文に書かれていることを精査しなければな らず、裁判所による認定事実を基礎とした事実 の摘示等については、当該事実を真実であると 信ずるについて相当の理由があるとされ、名誉 毀損の違法性が阻却される、というのが現在の 最高裁判例である(最高裁平成 11 年 10 月 26 日判決・最高裁民事判例集 53 巻 7 号 1313 頁)。

従って、ある裁判に関して言及する際、判決 文が正確に引用できるか否かは、当該裁判に関 して言及できるか否かに事実上直結するもの であるが、前述のとおり、当事者又は利害関係 人でない限り、裁判記録の複写は認められてい ないから、判例雑誌や裁判所による裁判例デー タの公開に、ほぼ全面的に依拠せざるを得ない のが、現在の法律学界の現状である。この取扱 については、前述のとおり、現行民事訴訟法が、 閲覧等の対象となる記録の種類によって区別 を設けることなく、ただ、閲覧を請求できる者 と複写等を請求できる者とのみを明確に区別 していることから、研究対象として正確な引用 を行うことが社会的に望ましいと思われる判 決文であっても、裁判記録の一部である以上、 例外的扱いは認められないというのが、現行法 の確定した解釈となっているわけである。

さらに、現行制度の下では、裁判所に裁判記 録の閲覧を請求すると、請求者の住所氏名等が 記載された記録閲覧等申請書の提出が求めら れ、かつ、この申請書自体も裁判記録の一部と して綴じられることとなっている。従って、誰 が裁判記録を閲覧請求したかという情報は、閲 覧請求者の個人情報を含めて、後に記録を閲覧 する者に対して事実上開示されているわけで あるが、このような取扱も、閲覧請求者の個人 情報の保護という観点からは、かなり問題とな る可能性がある。なお、現実に閲覧請求を多用 する弁護士については、住所でなく所属弁護士 会のみを記載するものとされており、閲覧請求 者の身分確認という点からすれば、合理性がな いわけではないが、弁護士以外の者との取扱の 差が妥当であるか否かについては、慎重に検討 する必要があるように思われる。

3. 裁判記録の情報公開請求

当事者以外の者が、裁判記録を閲覧するもう一つの方法は、当事者の一方又は双方が情報公開制度を有する公的機関であった場合、裁判記録を「当該機関が保有する公文書」の一種として、情報公開を請求することである。

情報公開制度は、当該公的機関が保有する公文書を社会全体に公開することにより、公務の透明性を確保し、以て公務の信頼性を保つために行われるものであり、当該機関を当事者とする裁判記録も、公開の対象となるべき情報の一つである。また、情報公開制度においては、閲覧が可能である文書については写しの交付を請求することができるため、判決文のみならず、証拠や準備書面に関しても、写しの交付を請求することができる。さらに、取得した情報の利用方法について、情報公開制度上制限はされていないため、例えばインターネット上で取得した情報を公開することも、少なくとも同制度との関係で違法となることはない。

もっとも、情報公開制度は、当該公的機関以外の個人の利益を保護することを同時に達成すべく、文書の全部又は一部に個人情報その他公開を適当としない情報が含まれている場合には、文書の全部又は一部を不開示とすることができるとの規定を設けている。この取扱も、情報公開制度が当該個人の利益を損なうために行われるべきでないことからして当然である。従って、裁判記録を情報公開請求により閲覧し、さらに写しの交付を請求する場合には、個人情報等については不開示とされる結果、圧倒的多数の場合は一部不開示の状態で閲覧及び写しの交付が行われることとなる。

以上のような情報公開制度における裁判記 録の公開と個人情報等の保護に関する取扱は、 情報公開の公益性と個人の利益の保護との均 衡に配慮したものであり、合理性と整合性が保 たれていると考えられる。しかしながら、前述 のとおり、裁判記録には、冒頭の部分で当事者 の氏名住所が明記され、判決文をはじめとする 文書中でも基本的に当事者の個人情報が続々 登場するものであるから、情報公開制度により 裁判記録の閲覧が認められ、かつ、写しの交付 が認められるべきことが制度の建前であるこ とは、閲覧のための開示や写しの交付のための 準備に際して、相当な手間と時間がかかること が否定できず、これは請求者にも公的機関にも 決して利益となるものではない。なお、この点 に関して、現在では一部不開示とするための処 理に関する費用は、開示する公的機関の側が事 実上負担しているが、かかる費用を請求者に課 すことが可能か否か、あるいはそれが妥当か否 かについても、議論の余地があると思われる。 また、裁判記録のうち、どの部分を不開示と し、どの部分を開示とすべきかの判断は、情報

公開を行う各公的機関の解釈に委ねられているため、代理人弁護士の氏名や、事件を社会的に特徴づけるものと考えられる重要単語、さらには刑事事件が関連した場合捜査に関する情報等、具体的な項目に関する取扱が、各機関により区々となることは、必ずしも珍しいことではない。例えば、裁判の事件番号について、当事者の特定が可能であることから個人情報の一種と考えるとすると、請求者がどの文書について情報公開請求を行ったか自体を不開示とするという、やや奇妙な現象も生ずることとなり、今後の検討が必要である。

4. 「記録閲覧」と「情報公開」との関係

これまで述べてきたとおり、裁判所における 裁判記録の閲覧と、情報公開請求による裁判記 録の閲覧とは、各々明確な制度目的が存在し、 かつ、各制度はそれに忠実に従って運用されて いる。しかしながら、各閲覧制度を利用して情 報を取得しようとする者が登場し、両制度の一 致しない部分を交錯させた利用が行われると、 各制度がそれぞれ予定していない情報の「公 開」が、実質的に行われてしまいかねない。

例えば、前述のとおり、裁判所における裁判 記録の閲覧は、当事者の個人情報部分をも全て 閲覧させるものの、利害関係人でない者に対し ては複写を一切認めていない。これに対して、 情報公開請求においては、閲覧を請求できる者 は誰でも写しの交付を求めることができる反 面、個人情報等については不開示となって閲覧 自体が認められない。そうすると、ある程度の 記憶力と勤勉さを併せ持つ者であれば、情報公 開請求によって不開示部分を除いた裁判記録 の写しを取得する一方、裁判所に赴いて不開示 とされた個人情報部分を現認するという、両制 度が予定しているとは考え難い結果を、事実上 達成させてしまうこととなる。特に、前述のと おり、情報公開制度により取得された情報の利 用について、情報公開制度上制限がないことか らすると、仮に個人情報部分が不開示であって も、裁判記録の写しがインターネット上で広く 公開されることにより、裁判所に赴いて不開示 部分について記録閲覧を行う動機が与えられ かねないわけであるから、当事者の利益保護と いう観点からすれば、上記のことは無視できな い問題性を含んでいるものと考えられる。

このような現象は、裁判記録が開示される目的が、裁判所における場合と情報公開制度における場合とで実質的に異なっているため生ずるわけであるが、個人に関する情報が本人の意思に反してみだりに社会全体に広まることは望ましくない、という一般論を前提とすれば、上記のような、裁判所での閲覧と情報公開制度とを交錯させて利用する方法は、限りなく両制度の「悪用」に近い性格を持っていることとな

る。しかしながら、この「悪用」の本質的悪性は、要するに、本人の意思に反して本人に関する情報を取得し、公開したい、という制度利用者の主観に依存するものであるから、両制度に関する基本的な目的との関係では、制度利用者の主観的目的による利用制限ないし禁止という、両制度が本来予定していない部分に踏み込まざるを得ないため、対処がかなり難しい。

以上のことからすると、裁判所における記録閲覧にせよ、情報公開制度にせよ、個人に関する情報を実質的に保護するためには、現状の制度運用では明らかに不十分であり、何らかの改善案が必要であるように思われる。そして、この改善案を考えるためには、そもそも裁判所が個人情報を含む全ての情報を全ての請求者に閲覧させていること、言い換えれば、誰でも閲覧可能な裁判記録に全ての個人情報が記録されていること自体に、問題の本質を求めなければならない。

5. 裁判記録における個人情報の「保護」

民事裁判の裁判記録において、当事者の個人 情報が明確に記載されている理由については、 民事裁判それ自体の制度目的から、明確な説明 を行うことができる。

すなわち、民事裁判の基本的な目的は、当事 者間が申し立てた紛争の解決である(民事訴訟 法 246 条参照)。そして、同一の当事者間にお ける同一の事件については、裁判所に重ねて訴 えを提起することができないこと(同法142条)、 及び、判決の効果は原則として当事者及びその 承継人等のみに及ぶこと(同法115条)からす ると、民事裁判において「誰」と「誰」とが当 事者であるかは、訴訟手続の遂行上、最も重要 な事項である。さらに、裁判所の管轄は、原則 として人の住所を基礎として定められ(同法4 条以下)、裁判上必要な書類等の送達は、送達 を受けるべき者の住所においてされること(同 法 103 条) からすれば、「どこの誰」と「どこ の誰」との間で争われているかも、民事裁判に おける基本的な事項であることとなる。

このように、当事者の住所及び氏名等は、民事裁判を行ううえで、最初に確定すべき重要事項であり、かつ、民事裁判で争われるものの圧倒的多数は、当事者の私的領域に属する事項であることからすると、民事裁判に関する記録の中に、当事者の住所や氏名、その他の私的領域に属する様々な事項が含まれることは、むしろ当たり前である。また、裁判が公開の法廷で行われることを原則とする以上(憲法82条)、当事者の住所氏名等の個人情報や、私的領域に属する事項に関する紛争が、公開の法廷で審理りたることを通じて、当事者の意思に関わりなく第三者に知られることは、やむを得ないものと言わざるを得ない。裁判記録における当事

者の個人情報の取扱に関する現行制度の考え 方は、このような「裁判の公開」を大前提とし たものであり、裁判の公開は公平かつ適法な審 理判決が裁判所によって行われているかを当 事者と第三者との双方を含めた国民の前に明 らかにすることにある以上、個人情報を第三者 に知られないことの利益よりも優先される、と 考えられてきたものと思われる。

しかしながら、同時に、裁判例が「先例」と して公開される場合、裁判所自身の編集作業に よって、例えば当事者の氏名を記号化して一般 論として議論に供することは、従来から行われ てきた。これは要するに、裁判所自体も、判決 文を公開するに際して、当事者の住所氏名がみ だりに公開されることは、望ましくないと考え ているからにほかならない。また、法律学、中 でも法解釈学は、事件の事実関係から一般論と しての「法」を抽出することを目的とし、一定 の属性を持った抽象的な人格として当事者を 捉えるものであるから、当事者の表記は個人と しての資質を基本的に捨象したX、Y等の記号 で十分であり、住所等も事実関係の把握に必要 な範囲で足りる筈である。但し、歴史学や社会 学等の観点からは、個人としての「誰」が裁判 の当事者となり、裁判においてどの「氏名」が 使用されたか自体が研究の対象となる場合が あるため、「研究」として一律に議論すること は慎重であるべきかもしれない。

いずれにせよ、裁判所における裁判記録の閲覧制度のうち、利害関係人であると否とを問わず、全ての情報を閲覧可能とさせている現状については、改善が必要であるように思われる。例えば、誰でも閲覧可能な記録部分においては当事者に関する個人情報等を記号化し、利害関係人のみが閲覧可能な記録部分と照合させることによって、初めて全ての個人情報等の詳細が明らかとなる仕組みを採用することは、それ程現状を変更させることなく実施できる可能性があると考えられる。なお、閲覧と複写とを厳格に分けている現行の運用についても、この観点からは再検討の余地があると思われる。

但し、個人の住所や氏名等、誰の目から見ても個人情報であることが明らかなものについてはともかく、情報の種類や性質によっては、公開すべきであるか否か自体について判断が分かれる恐れがあることも否定できないため、上記の改善案の実施については、なお慎重な検討が必要である。また、そもそもの問題として、現在の裁判所では、当事者名を事実上の標識として事件の整理把握をしている傾向が強く、それは上述した民事裁判の基本的な目的とも密接に関係するものであるため、裁判や法律の専門家と、個人情報保護に関する専門家との間で、現在以上に積極的な議論が行われることが、強く期待されるところである。